



職員の給与等に関する報告及び勧告

ポイント

平成28年10月
沖縄県人事委員会

I 本年の勧告のポイント

1 月例給・ボーナスともに引上げ

- (1) 月例給は、公民給与の較差934円(0.27%)を解消するため引上げ
- (2) 期末・勤勉手当(ボーナス)は、民間の支給割合を踏まえ、0.10月分引上げ

2 扶養手当の見直し

人事院勧告に準じて、配偶者に係る扶養手当の手当額をその他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ

Ⅱ 公民較差の算出

【平成28年職種別民間給与実態調査】

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象に実施

- ・調査事業所数: 137事業所
- ・調査完了率: 89.0% (121事業所)

※137事業所中1事業所は調査時に規模不適が判明。

【平成28年職員給与等実態調査】

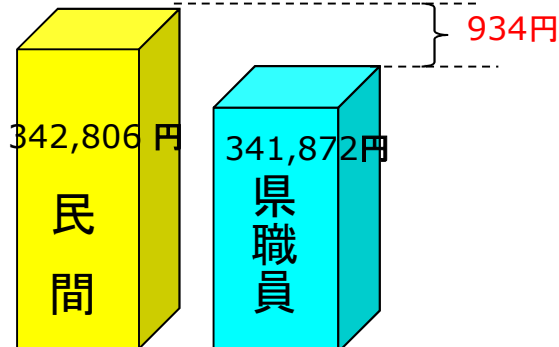
平成28年4月1日に在職する常勤職員を対象に実施。(ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。)

4,411人 ← 行政職給料表適用—新規学卒者
(4,478人) (67人)

比較

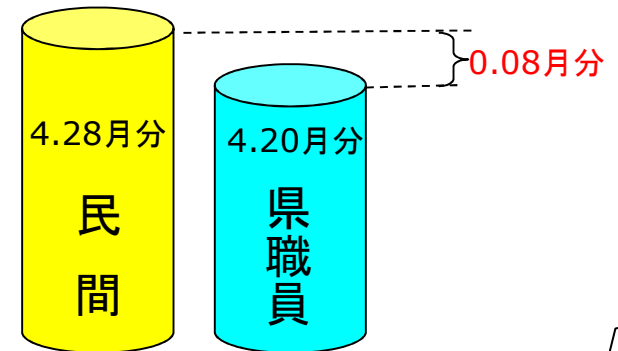
月例給

※ラスパイレス方式による較差算定



特別給

※年間支給月数で比較



Ⅲ 給与改定の内容①

(1) 給料表の改定 【勧告】

<行政職給料表>

- ・全年齢層を対象に改定を行い、若年層に重点的に配分
- ・初任給引上げ（行政職大卒 現行176,700円 → 改定後178,200円）

<その他の給料表>

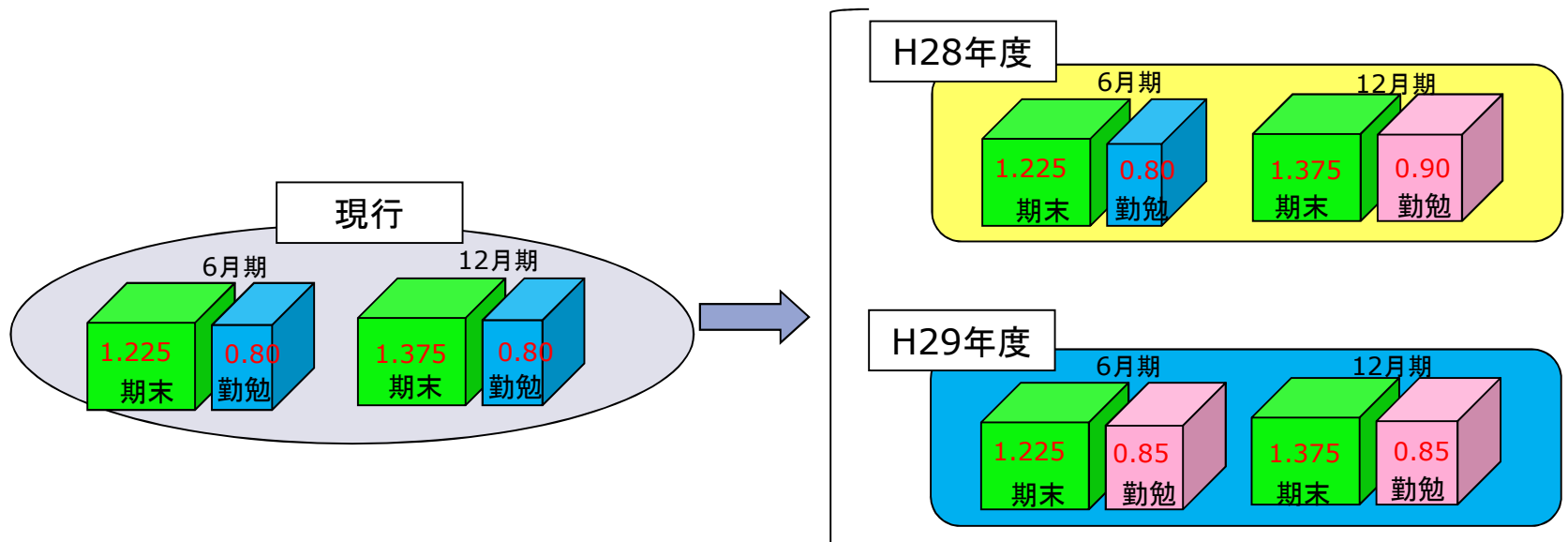
行政職給料表との均衡を基本に改定

Ⅲ 給与改定の内容②

(2) 期末手当及び勤勉手当 【勧告】

年間の支給月数

現行:4.20月分 → 改定後4.30月分



Ⅲ 給与改定の内容③

(3) 初任給調整手当 【勧告】

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて引上げ改定（現行413,300円 → 改定後**413,800円**）

(4) その他の課題

ア 獣医師の処遇

他の都道府県との均衡を考慮し、初任給調整手当の支給期間の拡大など、処遇の改善に取り組む必要

イ 特勤勤務手当

社会経済情勢の変化を踏まえ、国や他の都道府県の状況を考慮し、引き続き検討

Ⅲ 給与改定の内容④

(5) 扶養手当の見直し【勧告】

- ア 人事院勧告に準じて、配偶者に係る手当額を引き下げるとともに、子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等:6,500円、子:10,000円)
- イ 激変緩和を図るため、平成29年度から段階的に実施

各年度における扶養手当の手当額(行政職給料表適用者の場合)		(単位:円)				
年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
扶養親族	配偶者					
	課長級以下(行政7級以下)	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	次長・統括監級(行政8級)	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	部長級(行政9級)	13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
	子	6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	課長級以下(行政7級以下)	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	次長・統括監級(行政8級)	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	部長級(行政9級)	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(6) 改定の実施時期

- (1)及び(3)については平成28年4月1日から、(2)については条例の公布の日から、(5)については平成29年度からそれぞれ実施

IV 公務運営に関する課題

■ 勤務環境の整備

- 時間外勤務の縮減と勤務時間の管理
- 仕事と家庭の両立支援の推進
- 心身の健康管理

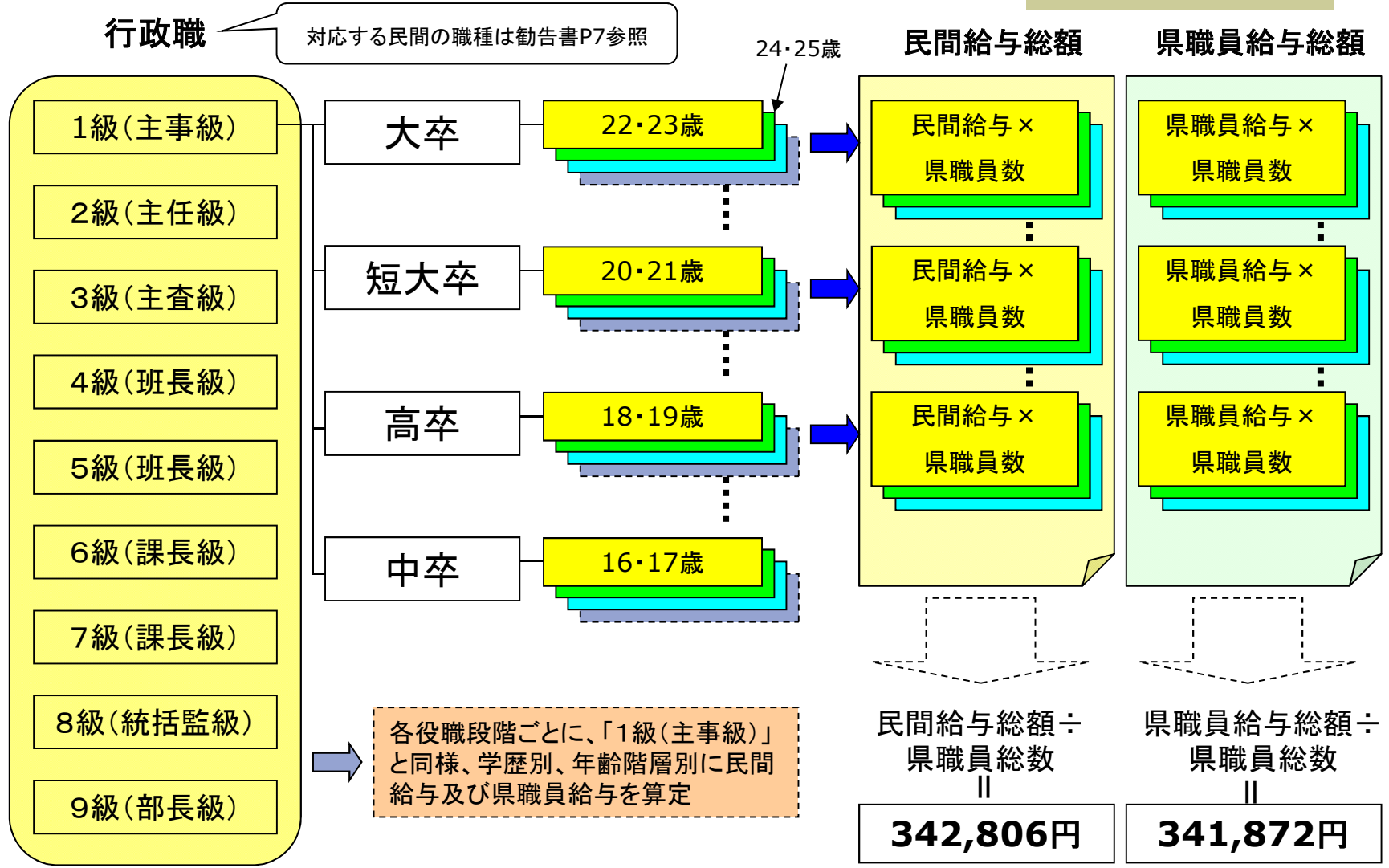
■ 能力及び実績に基づく人事管理の推進

■ 多様な人材の確保及び育成

■ 雇用と年金の接続

■ 服務規律の徹底

(参考) 公民較差の算出方法(ラスパイレス比較)



(参考) 職員の平均年収推移

